ＣｏＧＣａ利用規約

第１条（本規約の目的）
本規約は、エス･ピー･システムズ株式会社（以下、「当社」といいます。）が発行する電子マネーであるＣｏＧＣａの利用者に提供する加盟店におけるサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

第２条（用語の定義）
本規約における主な用語の定義は、次に定めるとおりとします。
（１）「ＣｏＧＣａ」とは、当社が、当社所定の方式で利用者に発行する円単位の金額についての電子的情報であって、当社が定めるＣｏＧＣａ利用規約に基づき加盟店で利用者が物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品または役務（以下、「商品等」といいます。）を購入または提供を受ける際に金銭等に換えて、その支払いに使用することができる金銭価値をいいます。
（２）「ＣｏＧＣａカード等」とは、加盟店が発行する、利用者がＣｏＧＣａを記録・利用するための情報記憶媒体で、かつ本規約の末尾に記載するＣｏＧＣａ・サービスマークの付されたものをいいます。
（３）「ＣｏＧＣａ番号」とは、ＣｏＧＣａシステムに送信するために個別のカードに付与された１６桁の番号をいいます。
（４）「ＣｏＧＣａシステム」とは、加盟店での支払いの際に利用者が保有するＣｏＧＣａを使用するにあたり、「ＣｏＧＣａ番号」を直接または間接的にキーとして当社へ送信し、利用可能残高の範囲内で利用することができるよう構成され、また、加盟店等でのチャージが所定の手続きにて行うことができるよう構成された、当社が管理運営するシステムのことをいいます。
（５）「ＣｏＧＣａサービス」とは利用者が加盟店に対し、商品等を購入または提供を受ける際に金銭等に換えて、その支払いの全部または一部についてＣｏＧＣａを利用できるサービスをいいます。
（６）「ＣｏＧＣａ取引」とは、利用者が加盟店との間でＣｏＧＣａサービスを利用して商品等の代金を支払う取引をいいます。
（７）「ＣｏＧＣａ残高」とは、利用者が利用可能なＣｏＧＣａの量をいいます。
（８）「カード発行元」とは、ＣｏＧＣａカード等の発行を当社が承認した加盟店をいいます。
（９）「加盟店」とは、当社とＣｏＧＣａ加盟店契約を締結し、「ＣｏＧＣａシステム」を決済手段として導入している法人または個人事業主をいいます。加盟店にはＣｏＧＣａが利用可能であることを表示するため、本規約の末尾に掲載するＣｏＧＣａ・サービスマークが掲示されています。
（10）「利用者」とは、本規約に同意し、ＣｏＧＣａを利用する方をいいます。なお、ＣｏＧＣａカード等申込み時点で１５歳以下の方は、親権者の同意が必要となります。利用者がＣｏＧＣａカード等の交付を受けた場合、当社は当該利用者が本規約に同意したものとみなします。
（11）「チャージ」とは、当社所定の方法で当社の指定する情報処理センター等で蓄積されているＣｏＧＣａの残高を積み増しすることをいいます。
（12）「端末」とは、利用者が提示するＣｏＧＣａカード等から当該利用者のＣｏＧＣａ番号を読み取ることができる機器をいいます。

第３条（加盟店でのＣｏＧＣａのご利用）
利用者は、加盟店でＣｏＧＣａサービスを利用してＣｏＧＣａ取引を行うことができます。
２．前項の定めにかかわらず、利用者は、１回のＣｏＧＣａ取引につき２枚以上のＣｏＧＣａカード等を同時に使用することはできません。　また、ＣｏＧＣａ残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、利用者はその不足額を加盟店が定める方法により、支払うものとします。
３．利用者は、購入しまたは提供を受ける商品等の代金額を確認の後、ＣｏＧＣａカード等をＣｏＧＣａ店舗端末の定められた部分に触れることで、ＣｏＧＣａ取引が行われ、ＣｏＧＣａ残高の範囲内で利用することができます。
４．ＣｏＧＣａ取引においては、商品等の代金相当額が当社の指定する情報処理センター等で、利用者のＣｏＧＣａ残高から減額が完了した時点で利用者の加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとします。
５．商品等の代金額およびＣｏＧＣａの残高は、加盟店が交付するレシート等に印字されるＣｏＧＣａ残高を照会し、利用者は当該代金表示金額およびＣｏＧＣａの残高表示金額に誤りのない事を確認するものとします。なお、その場で異議の申し出がなかった場合は、利用者は当該ＣｏＧＣａ取引が正当に完了したことを了承したものとみなします。

第４条（加盟店との関係）
利用者がＣｏＧＣａサービスを利用して購入または提供を受ける商品等について、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生した場合は利用者と加盟店の間で解決するものとします。
２．第３条第４項に定めるＣｏＧＣａ取引が完了した後は、利用者は、理由の如何を問わず、当社または加盟店に対してＣｏＧＣａ取引の原因となった行為に取り消し、無効、解除等の事由があった場合でも、当該ＣｏＧＣａの返還を求めることはできないものとします。

第５条（ＣｏＧＣａのチャージ）
利用者は、チャージ可能な加盟店で１,０００円単位でチャージすることができます。1回のチャージ上限額は4万9千円とします。
２．利用者は、１枚のＣｏＧＣａカード等に対して、ＣｏＧＣａ残高が５万円を超えるチャージはできません。

第６条（ＣｏＧＣａが利用できない場合）
利用者には、以下の各号に定める場合においては、第３条に基づく利用ができないことをあらかじめご承諾いただきます。
（１）ＣｏＧＣａシステムに故障が生じた場合および当社または加盟店がＣｏＧＣａシステム保守管理等のためにＣｏＧＣａシステムの全部または一部を休止する場合。
（２）システムの障害時、ＣｏＧＣａカード等もしくは端末の破損または電磁的影響その他の事由によるＣｏＧＣａの破壊もしくは消失、その他の事由による端末の使用不能の場合。
（３）利用者のＣｏＧＣａカード等が偽造、変造または不正に入手されたものであることが判明した場合またはその疑いがあると客観的に判断される場合。
（４）利用者が提示したＣｏＧＣａカード等について無効である旨の表示がなされた場合。
（５）第１１条に定める有効期限を経過した場合。
（６）その他やむを得ない事由のある場合。
２．前項各号のほか、ＣｏＧＣａを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益または損害については、当社または加盟店はその責任を負わないものとします。

第７条（取扱対象外商品等）
ＣｏＧＣａは加盟店において商品等の購入または提供を受けることのみに利用できます。次の場合には、ＣｏＧＣａの利用はできません。
（１）現金の立て替えおよび過去の売掛金の精算等をすること。
（２）有価証券、金券等の商品を購入すること。
（３）加盟店によっては、購入することができない商品があります。

第８条（換金等不可）
当社は、理由の如何を問わず、ＣｏＧＣａの換金をいたしません。また、当社がやむを得ないと認める場合または法令等により払戻しが義務付けられている場合を除き、ＣｏＧＣａの払戻しは一切いたしません。

第９条（利用可能残高）
利用者は、保有するＣｏＧＣａ残高の範囲内でのみＣｏＧＣａサービスを利用することができます。
２．利用者のＣｏＧＣａ残高は、ＣｏＧＣａサービスの利用時のレシートで確認できるほか、チャージ機等にて照会することができます。
３．パーソナルコンピューター、スマートフォン、携帯電話においては、当社所定の方法でＣｏＧＣａ残高のほかＣｏＧＣａの利用履歴を確認することができます。ただし、システムの都合上、表示することのできる履歴内容、履歴件数は当社が定めるところによります。
４．利用者が複数のＣｏＧＣａカード等を保有している場合には、そのＣｏＧＣａ残高はＣｏＧＣａ番号毎に個別に算定されます。
５．前各項にかかわらず、有効期限を過ぎたＣｏＧＣａ残高および利用履歴は確認できません。

第１０条（ＣｏＧＣａの合算および移転）
複数のＣｏＧＣａカード等のＣｏＧＣａ残高を合算することはできません。
２．利用者は、当社が認めた特別な場合を除き、ＣｏＧＣａを他のカード等に移転することはできません。

第１１条（ＣｏＧＣａ残高の有効期限）
利用者が最後にＣｏＧＣａサービスを利用した日、または最後にチャージした日から４年を経過した場合、残高の有無に関わらず、ＣｏＧＣａカード等に付帯されるＣｏＧＣａ機能は無効となり、利用者は一切のＣｏＧＣａサービスを利用できなくなります。この場合、ＣｏＧＣａ残高　がある場合でも、現金の払い戻しは行われないものとします。
２．利用者のＣｏＧＣａ残高の有効期限は、レシート、チャージ機およびパーソナルコンピューター、スマートフォン、携帯電話にて当社所定の方法で照会することができます。

第１２条（利用状況に関する調査および措置）
当社は、ＣｏＧＣａの安全性を確保する目的および当社が不適切と判断するＣｏＧＣａの利用を防止する目的等のために利用者におけるＣｏＧＣａの利用状況について調査および情報収集等を行うことがあります。
２．利用者は、前項の場合、当社が別途必要と認める第三者に当該情報を開示する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第１３条（退会およびＣｏＧＣａサービスの停止）
利用者はＣｏＧＣａ残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社所定の期間が経過したときに、ＣｏＧＣａサービスが利用できなくなります。
２．当社は、利用者が次のいずれかに該当した場合、当該利用者に対して事前に通知または催告することなく、ＣｏＧＣａサービスを停止することがあります。
（１）利用者が本規約に違反したとき。
（２）利用者のＣｏＧＣａ利用状況に照らして、ＣｏＧＣａサービスの利用者として不相当と当社が判断したとき。
３．前項の場合、利用者は、事後ＣｏＧＣａを利用することができません。また、当社は前項によらず当社所定の方法により、ＣｏＧＣａを停止する場合があります。この場合、当該利用者のＣｏＧＣａカード等に記録されたＣｏＧＣａは返還いたしません。
４．利用者が死亡した場合には、ＣｏＧＣａサービスを利用できなくなります。この場合、ＣｏＧＣａ残高は失効し、また、現金の払戻しもおこなわれません。

第１４条（貸与等の禁止）
利用者は、ＣｏＧＣａについて、他人に貸与もしくは譲渡し、または質入等の担保に供することはできません。

第１５条（反社会的勢力の排除）
利用者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを当社または加盟店に対して確約し、表明するものとします。
（１）暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業の従業員、ならびに関係者、総会屋等およびその共生者。
（２）その他前第１号に準ずる者。
２．当社または加盟店は、利用者が本条第１項に定める事項に違反した場合、もしくは違反しているおそれがあると当社または加盟店が判断した場合、利用者に何ら催告をせず直ちにＣｏＧＣａの利用を停止することができるものとし、当該ＣｏＧＣａ残高は失効するものとします。併せて当社または加盟店は、これにより当社または加盟店が被った損失、損害、費用等の賠償を利用者に対し請求できるものとします。

第１６条（免責事項）
利用者または利用者が保有するＣｏＧＣａやＣｏＧＣａカード等が以下のいずれかに該当し、または該当するおそれがある場合、当社は、当社の判断により、利用者によるＣｏＧＣａの利用をお断りするか、またはＣｏＧＣａの利用を中断もしくは停止することができるものとします。
（１）不正な手段もしくは当社が推奨しない入手方法にてＣｏＧＣａもしくはＣｏＧＣａカード等を取得し、または不正な手段により取得されたＣｏＧＣａもしくはＣｏＧＣａカード等であることを知りながら利用した場合。
（２）ＣｏＧＣａまたはＣｏＧＣａカード等が改竄、偽造または変造されたものである場合。
（３）利用者が本規約に違反した場合。
（４）警察や裁判所その他の行政機関から要請または命令があった場合。
（５）前各号の他、当社が不適切と判断した場合。
２．前項の場合、利用を停止されたＣｏＧＣａ残高は失効するものとし、当社は、ＣｏＧＣａを利用できないことにより利用者に生じた損害および失効したＣｏＧＣａ残高について、一切責任を負わず、また、利用者に対し何ら補償も行わないものとします。また、利用者が保有するＣｏＧＣａを第三者が利用した場合も同様とします。

第１７条（ＣｏＧＣａシステムの中止・中断）
利用者は、ＣｏＧＣａシステムの保守、点検等のため、または、天災、通信回線の故障その他のやむを得ない事情により、ＣｏＧＣａシステムが中止または中断される場合があることを了承するものとします。当社または加盟店は、当該中止または中断により生じた利用者の損害について、一切責任を負わないものとします。

第１８条（ＣｏＧＣａの終了）
当社または加盟店は、社会情勢の変化、法令の改廃その他当社または加盟店の都合により、事前に告知のうえ、ＣｏＧＣａおよびＣｏＧＣａカード等の発行または利用を終了する場合があります。

第１９条（ＣｏＧＣａカード等の破損・汚損・磁気不良時の再発行等）
ＣｏＧＣａカード等の破損・汚損・磁気不良時の再発行手数料については、加盟店の定めるところによるものとします。
２．ＣｏＧＣａカード等が再発行された場合、当社所定の方法で確認されたＣｏＧＣａ残高が再発行されたカード等に引き継がれるものとします。

第２０条（ＣｏＧＣａカード等の紛失・盗難等の再発行等）
ＣｏＧＣａカード等の紛失・盗難等による再発行手続き等、再発行手数料については、加盟店の定めるところによるものとします。
２．紛失・盗難によりＣｏＧＣａカード等が再発行された場合、当社によるＣｏＧＣａカード等の利用停止措置が完了した時点のＣｏＧＣａ残高が再発行されたカード等に引き継がれるものとします。
３．ＣｏＧＣａは利用者情報を登録した本人以外は利用できません。ただし、ＣｏＧＣａ取引に関しては、ＣｏＧＣａカード等の保有者を登録者とみなして本人確認を行うことなく利用を認めます。
４．前項ただし書きの場合、当社および加盟店は、ＣｏＧＣａカード等の紛失・盗難等による利用者情報を登録した本人以外の使用によって生じた登録者本人の損害について、一切責任を負わないものとします。
５．利用者が紛失・盗難届時にＣｏＧＣａ残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したカードに残ったままＣｏＧＣａの有効期限を過ぎたとしても、当社または加盟店は一切責任を負わないものとします。
６．利用者情報の未登録もしくは、利用者資格喪失等の理由により、加盟店による再発行ができない場合、ＣｏＧＣａ残高を引き継げない場合があります。

第２１条（個人情報の利用目的）
当社は利用者がＣｏＧＣａカード等の申込みにより、ご提供いただきました個人情報を以下に示す利用目的の範囲内で利用します。
（１）利用者からの各種お問合せの対応
（２）紛失・盗難等によるＣｏＧＣａカード等利用の緊急停止およびカードの再発行
（３）加盟店の商品、サービスおよびキャンペーンのご案内
（４）加盟店の特典サービスの提供
（５）カードを含む拾得物のご連絡

第２２条（個人情報の取扱い）
当社は前条の利用者からＣｏＧＣａカード等の申込時にご提供いただいた個人情報および申込後に当社に届け出た事項について当社の個人情報保護方針に基づく必要な保護措置を講じたうえで利用します。
２．利用者には、当社がＣｏＧＣａカード等の紛失・盗難等による再発行手続き等、必要な場合には当社が保有する当該利用者の個人情報を当該利用者がＣｏＧＣａカード等の申込時に開示した加盟店に対して当社が開示することをあらかじめご承諾いただきます。

第２３条（業務委託）
当社は、本規約に基づき発生する自己の業務について、その一部または全部を第三者に委託することができるものとします。

第２４条（損害賠償）
当社の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社の損害賠償責任の範囲は、当該事由が発生した時点において利用者が保有するＣｏＧＣａの利用可能残高に限られるものとし、間接損害、特別損害および逸失利益については予見可能性の有無を問わず損害賠償責任を負わないものとします。但し、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
２．利用者は、本規約に違反したことにより当社、加盟店、他の利用者またはそれ以外の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を直ちに賠償するものとします。

第２５条（通知の到達）
当社が、利用者に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は利用者から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到着が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第２６条（規約の変更）
当社は、本規約を変更することができるものとします。
２．本規約を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がＣｏＧＣａサービスを利用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第２７条（準拠法および裁判管轄）
本規約の準拠法は日本法とし、ＣｏＧＣａに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【ＣｏＧＣａ・サービスマーク】

【ご相談窓口】
１．ＣｏＧＣａに関するご質問、ご相談等は、ＣｏＧＣａ公式サイトまたは加盟店のホームページをご参照いただくか、下記にご連絡ください。
ＣｏＧＣａ公式サイトhttp://www.cogca.jp
２．ＣｏＧＣａに関する利用者の個人情報の開示、訂正、削除等についてのお問合わせ、ご相談は下記におたずねください。
エス･ピー･システムズ株式会社　　（平日9：00～17：30土曜、日曜、休日を除く）
〒160-0023　東京都新宿区西新宿7-20-1　住友不動産西新宿ビル　16F　tel03-6857-2840
制定：2014年12月1日